

現状及び制度改正による効果

現状

道路占用許可に関する法律など

対象施設、手続き、支障事例

【道路法】

道路占用許可 → **無余地性の原則** (道路の幅員の大小、状況等によらず一律に適用)
(敷地外に余地が無くやむ得ない場合に限る)

⇒ 道路法第32条第1項の施設等

【都市再生特別措置法(平成23年4月改正)】

道路占用許可の**特例** → 無余地性の原則を**緩和**
(まちなぎわい創出や道路利用者等の利便増進に資する施設に限る)

⇒ 広告塔、食事施設、購買施設、自転車駐車器具 など
都市再生整備計画への位置づけなどの手続きが必要

支障事例 ・都市再生整備計画の作成が困難
・占用者の手続き等の事務負担が大きい

活用できていない...

【道路空間の有効活用に資する道路占用の

取り扱いについて(平成28年3月事務連絡)】

道路占用許可の特例を**活用せずとも**、道路管理者の判断※で占用許可が**可能な場合がある**(※経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できるもの)

⇒ 広告塔、食事施設、購買施設、自転車駐車器具 など
都市再生整備計画への位置づけなどの手続きが**不要**

支障事例 ・具体的な判断基準がない中で、道路管理者は
占用者からの申請内容に応じ、その都度、個々に適正な
判断を行う必要があるため、慎重な対応をせざるを得ない

制度改正

【道路占用許可に係る基準の弾力化(提案)】

道路占用許可の特例を活用せずとも、道路管理者が地方公共団体等と協議の上、**適切であると認める場合**、あらかじめ特例道路占用区域を指定し、**占用許可が可能となる**

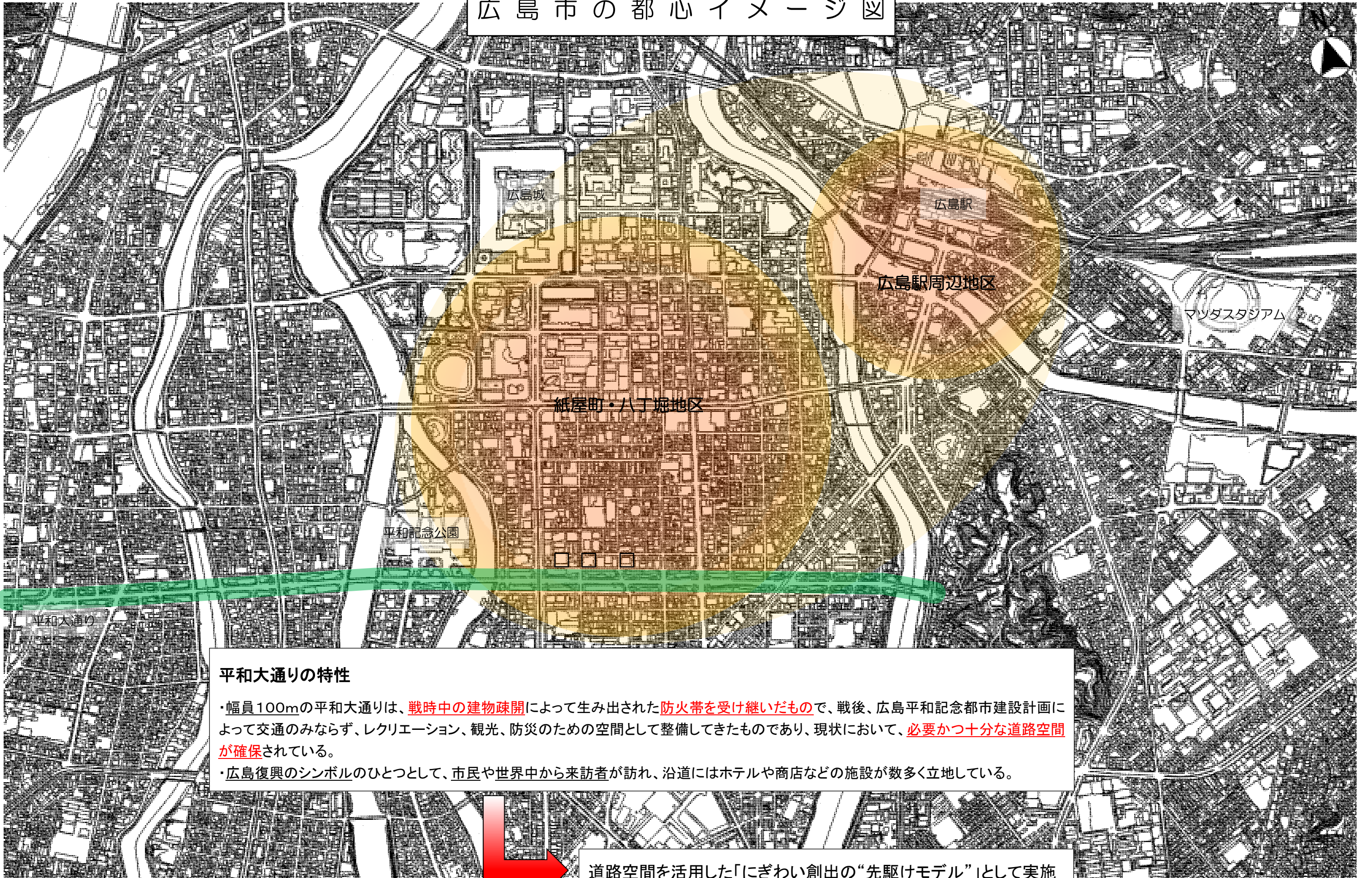
⇒ 広告塔、食事施設、購買施設、自転車駐車器具 など

制度改正による効果

- ・計画的な道路空間の活用
- ・市町村の事務負担の軽減

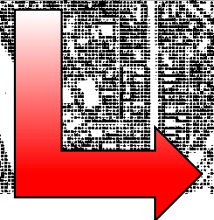
- ⇒ あらかじめ特例道路占用区域を指定することで、民間のビジネスチャンス創出
- ⇒ 都市再生整備計画の作成が不要

広島市の都心イメージ図



平和大通りの特性

- ・幅員100mの平和大通りは、**戦時中の建物疎開**によって生み出された**防火帯を受け継いだもの**で、戦後、広島平和記念都市建設計画によって交通のみならず、レクリエーション、観光、防災のための空間として整備してきたものであり、現状において、**必要かつ十分な道路空間が確保**されている。
- ・**広島復興のシンボルのひとつとして**、市民や世界中から来訪者が訪れ、沿道にはホテルや商店などの施設が数多く立地している。



道路空間を活用した「にぎわい創出の“先駆けモデル”」として実施